さくら市土地改良区等電力料金高騰対策支援事業助成金交付要項

（趣旨）

第１条　さくら市が実施する土地改良区等電力料金高騰対策支援事業助成金（以下「助成金」という。）については、この要項に定めるところにより交付する。

（目的）

第２条　電気料金等の値上がりにより大きな負担を強いられている、土地改良区等の農業用水利施設を管理する団体に対して、電力料金の値上がり分の一部を補助し、負担を軽減することにより、本市の農業の振興に資することを目的とする。

（交付対象者）

第３条　助成金の交付を受けることができる者は、市内に受益地を有し、市内の受益地に対する農業用水利施設の電気料金を支出している土地改良区及び共同（受益者３名以上）で農業用水利施設を管理している水利組合等とする。

（助成金の額）

第４条　助成金の額については、令和４年４月から令和４年９月の農業用水利施設に係る電気料金の合計額から、前年同月の農業水利施設に係る電気料金の合計額を差し引いた額の２分の１（千円未満切捨て）とする。

（助成金の交付申請及び請求）

第５条　交付金の交付を受けようとする者はさくら市土地改良区等電力料金高騰対策支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項で指定する必要書類は、次のとおりとする。

(1)　令和３年及び令和４年の４月から９月までの農業用水利施設の電気料金の額が確認できるもの（領収書の写し、明細書の写し、通帳の写し等）

(2)　該当する農業用水利施設の場所が分かる図面及び該当する農業用水利施設の写真

（交付決定）

第６条　市長は、助成金の交付を決定した場合は、第５条による申請額の振込口座に振り込むものとする。なお、振込口座への入金をもって交付決定通知に代えるものとする。

（交付決定の取消し等）

第７条　市長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。

　(1)　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

　(2)　この要項に違反したとき。

　(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不適当と認めるとき。

（補則）

第８条　この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

　　附　則

１　この要項は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要項に基づき交付された助成金については、第７条の規定は、同日後もその効力を有する。